

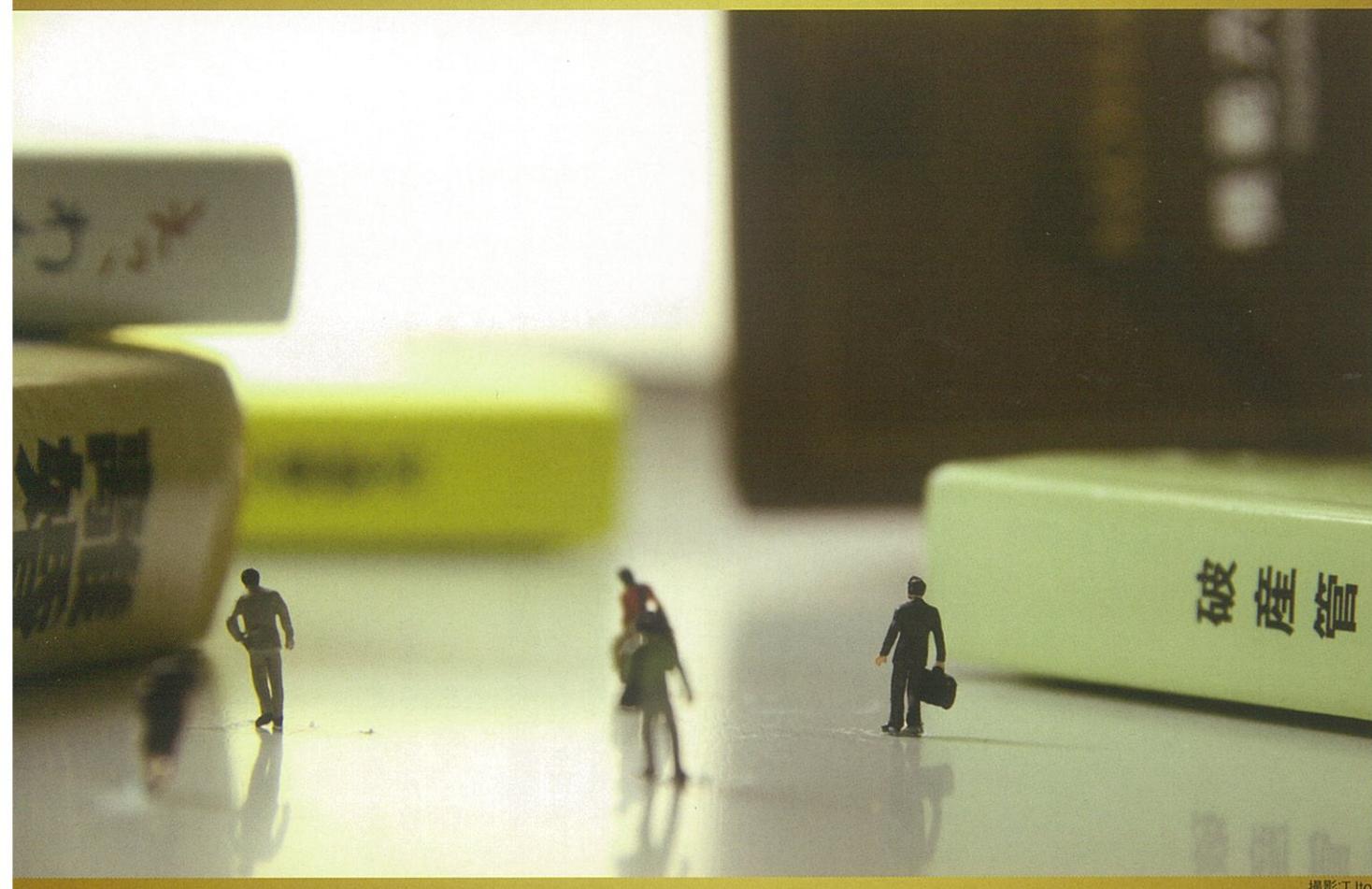
Renaissance

2017.1

明けましておめでとうございます。

No.45

事務所報を通して多くの方々と語り合い、皆様と共にさらに充実した事務所を目指して



撮影:T.Ito

AICHI SOGO LAW OFFICE

弁護士 村上 文男
弁護士 勝又 敬介
弁護士 水野 憲幸
弁護士 遠藤 悠介
弁護士 米山 健太
弁護士 深尾 至
弁護士 加藤 純介
社会保険士 小木曾 裕子

弁護士 柄夢 貞介
弁護士 木村 環樹
弁護士 南 善隆
弁護士 加藤 耕輔
弁護士 中内 良枝
弁護士 佐藤 康平
税理士 大橋 由美子
社会保険士 長谷川 沙美

弁護士 中野 直輝
弁護士 渡邊 健司
弁護士 森下 達
弁護士 横井 優太
弁護士 田村 祐希子
弁護士 柿本 悠貴
税理士 大橋 信義

弁護士 尾関 栄作
弁護士 森田 祥玄
弁護士 奥村 典子
弁護士 長江 昂紀
弁護士 友近 歩美
弁護士 横田 秀俊
司法書士 萩野 直樹

弁護士 檀浦 康仁
弁護士 上瀬 幹也
弁護士 小宮 仁
弁護士 服部 文哉
弁護士 北澤 嘉章
弁護士 安井 孝侑記
社会保険士 原田 聰



この事務所報は再生紙を使用しております。

愛知総合法律事務所

検索

<http://www.aichisogo.or.jp>

新春鼎談



代表弁護士 村上 文男



副代表弁護士 南 善隆



本部パートナー弁護士 横井 優太

皆さん明けましておめでとうござい

ます。
昨年は皆さんのご支援のおかげで、順

調な年でした。

心より御礼申し上げます。

本年も依頼者の皆さんのために全力
投球いたしますので倍旧のご支援を賜
りますようお願い申しあげます。

本年は趣向を変えて、新春鼎談での
ご挨拶とさせて頂きます。

せていただきたいと思います。

横井..私は本部で事務局に関する業
務を担当しておりますが、事務局の専
門化が急速に進んでいると感じていま
す。弁護士が安心して仕事に専念でき
るのも、事務局のおかげです。

村上..しかし、君たち2人はいつも事務
局にぶつぶつ言っているのでは?

横井..そ、それは、事務局員の更なる成
長を願っているからです。

いつも事務局を信頼していますし、事
務局あつての当事務所だと感謝してい
ますよ。

南..本当に事務局はよくやつてくれて
います。

村上..昨年の回顧ですが、愛知総合の
人材の厚さと共に、底力を感じた1年
でした。弁護士の大量増員の時代にも
かかわらず、所員の皆さんのおかげで過
去最高の好景気を実現することができます。

南..そうですね。私も支所勤務が多く
つたのですが急遽本部に戻ることにな
り、本部の視点から勉強をさせていた
だいておりますが、改めて愛知総合の底
力を実感しました。当事務所は優秀な
人材が集結しており、盤石な基盤が構
築されてきていると感じます。今年も
愛知総合全員でこの路線を更に進化さ

必要としている人に手を差し伸べたた
めの改革を進めていきます。そのためには
事務局の協力が是非必要です。

村上..愛知総合の強みは優秀な人が
応募してくれることです。人柄のよい、
依頼者に信頼され、コミュニケーション能
力の高い人を採用したいですね。

南..私もそう思います。私としては3
~5名採用したいと考えています。
横井..私は採用を担当しております
が、採用ほど難しいことはないと思ってい
ます。また、採用と同時に事務所に入
所した後の育成にも力を入れていかな
ければならないと思っています。

村上..了解です。君たちにお任せしま
す。

南..当然今年も支所を開設します。
新発想の支所開設になると想います。

村上..えつ。どんなことを考えている
の?これまでの支所は本部から30分程
度の本部直結の発想で開設してきたけ
ど、これからは本部からの距離にとらわ
れない支所の開設も視野に入れるとい
うことですかね。

南..今年も大きく前進する年にしてくれ
ださい。是非お願ひします。

南・横井..支所の所長、他のパートナー
弁護士とも協力して、緊張感を持って
仕事に立ち向かいながらも、楽しみな
がらの1年にしていきたいです。

全員..今年も愛知総合は進化し続け
る法律事務所として皆様と共に歩み続
けていく所存です。ルネサンスの読者の
みなさんの絶大なご支援を賜りますよ
うお願い申しあげます。

南..相談事業も更に進化させていきた
いです。年間約6500件以上の相
談を受けていますが、真に法律相談を
楽しんでいます。

4 新人弁護士採用

村上..愛知総合の強みは優秀な人が
応募してくれることです。人柄のよい、
依頼者に信頼され、コミュニケーション能
力の高い人を採用したいですね。

南..私もそう思います。私としては3
~5名採用したいと考えています。
横井..私は採用を担当しております
が、採用ほど難しいことはないと思ってい
ます。また、採用と同時に事務所に入
所した後の育成にも力を入れていかな
ければならないと思っています。

村上..了解です。君たちにお任せしま
す。

南..当然今年も支所を開設します。
新発想の支所開設になると想います。

村上..えつ。どんなことを考えている
の?これまでの支所は本部から30分程
度の本部直結の発想で開設してきたけ
ど、これからは本部からの距離にとらわ
れない支所の開設も視野に入れるとい
うことですかね。

弁護士増員による 格差拡大と弊害

からた ていすけ
弁護士 柄多 貞介



世界は、新自由主義経済とグローバリズム浸透の結果、格差の拡大は極端なまでに進行し、弁護士大国といわれる米国の弁護士の格差の拡大も凄まじいものがある。1970年当時27万人だった米国の弁護士数は、2012年には120万人と4.4倍に増加し、弁護士需要を遙かに超えて過剰となった。その結果、現在50万人の弁護士が資格を必要とする職についておらず、特にロースクール（法科大学院）の新卒者は、借財を抱え、深刻な就職難に陥っており、そのため、ロースクールの志願者は激減しつつあり、ロースクールの存続も危機に陥っている。

また、極端な利益至上主義が蔓延し、大企業を顧客とする大事務所といわゆる町弁との二極化、階層化が進行するとともに、大事務所の内部における格差も拡大の一途を辿りつつあると言う。そのため、公益に奉仕するという弁護士のプロフェッショナル精神も瀕死の状態にあるとのことである。（以上は、自由と正義10月号吉川精一弁護士の論考を参考。）

如上の事実は、司法制度改革以後の我が国の弁護士の現状に酷似し、米国のロースクール制度の猿まねを含め、日本は明

らかに米国その後を追従しようとしている。1999年の司法改革15年後の2014年には弁護士人口が1万6000人強から3万5000人へ約2.2倍に急増し、既に弁護士需要を凌駕しており、平均所得は半減し、赤字申告の弁護士が8000人、事業所得申告400万円以下の者が1万1300人となった。他方、高所得上位2000人の弁護士の1人平均所得は7000万円であり、全弁護士所得の50%を占め、格差も急拡大している。現在一般の弁護士の所得は、裁判官・検察官の6割程度に減少し、医師などとは比べくもない。その上、弁護士資格を得ても、法科大学院、修習生時代の借金をかかえ、いそ弁にもなれず、軒弁、即独の生活が待っているのであれば弁護士の職業としての魅力が失われ、優秀な人材は離れ、弁護士不祥事の多発など負の現象が生ずるのも当然である。

しかし、未だ弁護士は、弁護士自治を持ち、日本の中で貴重な良心を示す職業集団である。この崩壊がまだ、米国ほどではない今のうちに、早急に対策を講ずる必要があると思われる。

未来を担う若手の皆様へ

弁護士 中野 直輝



さて、司法と一口に言ってもいろいろな意味がそこには含まれますが、弁護士業とともに異業種も経験し、外から弁護士を見た経験もあるものといたしましては、やはり、司法の一翼を担う今後の弁護士像が気になります。

今回は今までにスタートラインにたった弁護士の方、また、弁護士を目指している方にメッセージを送りたいと思います。

平成28年も司法試験の合格発表があり、未来を担う若い法律家たちが当事務所を訪問してくれてあります。

既にマスコミ等においてよく言われていることですが、鳴り物入りで2004年に断行された司法制度改革により弁護士界は増員を続け、そのためリーガルサービスが受けやすくなつた半面、弁護士の世界にも競争激化の時代が到来しています。

これから弁護士界を背負う若い方にとっては、職業としての弁護士に不安を感じている方も多いかもしれません。

確かに、昔のように黙っていても仕事が得られ、どちらかというと先生然としている弁護士像の時代は終焉を迎えたといつてもよいでしょう。

では、これからはどのような弁護士像を描けるのでしょうか？

一見、混乱しているように見える現在の弁護士の世界ですが、考え方ひとつで大きな好機にもなり得ます。

固定された弁護士のイメージ、そして仕事の仕方などを改革し、これまでの敷居が高い印象の強かった弁護士像から、より依頼者に寄り添い、そして満足を得られるよう創意工夫することにより、大きく発展していくける業界だと思います。

そのためにはまず、他の弁護士とどのように差別化するか？また、鋭い経営感覚を持ち、依頼者のニーズに答え、より高いコミュニケーション能力と営業センスが必要になります。

しかし、この必要とされる要素は、よくよく考えれば通常の企業では当たり前のことであり、それが弁護士の世界にも求められるようになっただけでもあります。

みなさんが弁護士に合格する前までの社会経験、そして、その若さは大きな財産となります。

鋭敏な感覚で新しい弁護士像を思い描いてください。

からの時代を担う皆様に期待しています。

弁護士の正月の過ごし方

弁護士
勝又 敬介

家族とともにまたり三が日

私の場合、正月三が日は家族と過ごします。元旦は、近所にある妻の実家に顔を出して近辺のあまり大きくなない神社で初詣、二日三日は遠方の私の実家に家族を連れて里帰り、というのがパターンとして定着しつつあります。

正月くらいは、普段の忙しい日常を離れて、ゆっくりと過ごしたいところですが、子供らを連れての長距離移動もあって、あまり気が休まりません。家族持ちのお正月はこんなものでしょうかね?

弁護士
渡邊 健司

除夜の鐘を近所のお寺で

正月は、実家がある岡山に帰省しています。地元のお寺では、除夜の鐘を近隣住民に突かせてくれるサービスがありますが、かれこれ20年以上欠かさず参加してお寺で元旦を迎えていいます。鐘を突く時、住職さんから、新年の決意

や願い事を思い浮かべるように言われます。

昔は、司法試験合格や、彼女を作る、お金を貯めるなどいろいろでしたが、最近は仕事の充実と家族の健康に一本化され、新年の決意を新たにしております。

弁護士
田村 祐希子

お節料理の手作りを家族とともに

私は毎年、愛媛県の実家でお正月を過ごしています。我が家では毎年、母と姉達と、お節料理を手作りするのが慣例となっていますので、年越し前の里帰りが絶対です。手作りのお節料理とケーキをいただく前に家族一人一人が今年の抱負を発表するのも慣例となっています。そ

のため、「いただきます」までが、非常に長いです(笑)。

高校卒業後、実家を離れてからは、私にとつて実家で過ごすお正月が、一年の英気を養う場になっています。

【編集部コメント】

「弁護士」と巷で聞くと実態が掴めない部分もありますが、三者三様ながら、家族愛や地元愛が核にあることが伺えますね。それを元に、平成29年もより一層の発展・進化をお願い致します。

原田…一時期新聞等でたびたび取り上げられていた「マイナンバー制度」って今どうなった?
大橋…行政側のシステムがトラブル続きで混乱していましたね。僕らの間では、マイナンバー制度では、一人ひとつのマイナンバー(12桁の個人番号)が与えられ、生涯ずっとその番号を使う大事なものなので、従業員のマイナンバーをどう管理し、どう預かるか話題にしていました。
原田…マイナンバーの利用については、マイナンバー法で制限されているよね。
大橋…利用は社会保障、税、災害対策の3つに限定されています。
原田…年金や雇用などの社会保障は社会保険労務士の分野だし、年末調整や確定申告などは税理士の分野で、社労士、税理士とともにマイナンバーに関わる機会が多くなるよね。

大橋…会社としても、年金や雇用保険等や、税務の書類の書類作成のため、マイナンバーの記載が必要な場合のときだけ、従業員にマイナンバーの提供を求めるわけです。

原田
聰士
社会保険労務士大橋 信義
税理士

マイナンバー制度

実務研究会で 研究の積み重ねを

弁護士
横井 優太



愛知総合法律事務所では、毎月1回、実務研究会というものを開催しています。

これは、当事務所の弁護士が一堂に会し、自分が担当した事件や情報の共有が必要だと考えている事件、法律の改正についての情報などを発表する研究会です。

その内容について平成28年に開催されたものを見ていきたいと思います。

欠陥住宅問題…相談時から示談交渉時、裁判に打って出るときや裁判中の留意事項について、実際の事案に即して解説。

介護ビジネス…介護に関する用語や介護の場面で登場する資格、サービスの知識を前提に、介護がビジネスになる現状を解説。

面談強要禁止の仮処分…損害賠償を請求てくる相手が、過大な請求をして弁護士が介入しているにも関わらず直接当事者間で話し合いをするように強要している場合に、その行為を禁止する仮処分の申し立てをする方法を解説。

このように、研究会の内容はとても幅広く、法律の勉強をしていてもちょっと聞いたことのないような特殊な手続にまで及びます。

このような研究会を開くことにより、所属弁護士間で知識・ノウハウを共有することができています。当事務所では、所属している弁護士の数が多く、受任している事件の数も多く、複雑な事件も受任していますので、この「知識・ノウハウの共有」による効果が非常に大きいのです。

それにより、各弁護士が更にレベルアップし、事件処理の幅が広がります。その結果更に実務研究会の内容が充実するという好循環を実現しています。

実務研究会の後には、懇親会を開いています。懇親会では、普段、丸の内事務所以外で勤務している弁護士とも腹を割った情報交換をすることができています。あくまで情報交換が目的で、断じて飲んだり食べたりすることが目的ではないことは強調しておきたいと思います。



実務研究会の風景。白熱した議論が毎度飛び交っています。

原田…マイナンバー法の改正で、当分の間、年金機構では、マイナンバーの利用ができなくなっているよ。住民票を提出するにしても、マイナンバーの記載のない住民票じゃないとダメだもん。それでも、健康保険・厚生年金保険関係については、2017年1月からマンナンバー制度が運用されるみたいだけどね。

大橋…マイナンバー制度も行政側の利便性だけでなく、国民にとってもより便利になれば良いですね。

原田…同じようなことが社労士分野でもあったよ。マイナンバーの記載をしたら、逆にマイナンバー消されたもん。

大橋…そうなんですか？

原田…マイナンバー法の改正で、当分の間、年金機構では、マイナンバーの利用ができなくなっているよ。住民票を提出するにしても、マイナンバーの記載のない住民票じゃないとダメだもん。それでも、健康保険・厚生年金保険関係については、2017年1月からマンナンバー制度が運用されるみたいだけどね。

大橋…会社側から提供しない従業員に対してマイナンバー制度について丁寧に説明するしかないのかな。

原田…丁寧な説明も大事だけど、就業規則でマイナンバーの提供について記載し、提供しない場合は、就業規則で懲戒等罰則を設けて対応するつことを必要かな。

大橋…マイナンバーの記載にあたり、税理士の分野でいうと、去年(2016年)1月以来の相続に関する相続税申告書作成にあたり、被相続人のマイナンバーを記載する必要があつたけど、10月以降提出の申告書からは記載不要になりました。

大橋…従業員のマイナンバーの収集は会社側の義務ですね。

原田…会社側の義務は義務でも、法律上はマイナンバーを教えないことに対する罰則はないんでしょ？



刑事事件専門HPオープン

<http://www.bengo-aichisogo.jp>

弁護士 南 善隆



愛知総合法律事務所では、人権擁護の精神のもと、今まで以上に今後刑事弁護への取り組みを進めていきたいと考えております。

ただ、刑事弁護というと、悪い人の味方をするように感じられ、良い印象を持たない方もいらっしゃるのではないかでしょか。

そこで、何故刑事弁護に力を入れるのか、説明させていただきます。

まず、無実の人が冤罪により処罰されることには絶対にあつてはならない、ということが挙げられます。

そもそも刑事というのは、国民のために行動するべき国家が、最も直接的に国民に不利益を科すものです。それが、実際には犯罪をおかしていない人に対しても科されるなどということは絶対にあつてはなりません。冤罪を生まないためには、法律の専門家である弁護士が被告人のために弁護を行うことが必要なのです。

被告人は、検察という巨大な国家機関によって訴追され、非常に弱い立場に置かれます。また、世間的に注目される事件では、社会全体から非難されようなどもあります。

としても、被告人の側にも事情があり罪を犯したことについては争わない

ます。例えば、自動車で走行中、自転車と衝突してしまったという事案を考えてみると、自転車の側でも一時停止を無視して飛び出してきたとか、夜間に無灯火で走行していたなどの事情があります。そんなときに、必ずしも検察官が被告人に有利な事情を明らかにしてくれるとは限らないのです。

しかし、被告人には、検察官と比べて十分な専門的知識もなく、公判でどうすれば自分の言いたいことが伝わるのかもわかりません。

そこで、専門的知識を持つている弁護士が弁護をしなければ、公平な裁判は実現しません。

愛知総合法律事務所は、社会正義と公平の実現のために行動します。そのため、刑事弁護に力を入れているのです。

ご自身が、または家族や大切な方が刑事事件に巻き込まれてしまつたときには、何よりも早く弁護士にご相談ください。愛知総合法律事務所では、弁護士数を最大限活かしてご相談いたしました。その日のうちに即日接見を行うという体制を整えております。また、10月からは、休日にも相談の受付を開始しました。今まで以上にご相談になられる方のお力になれるよう、これからも事務所同尽力致します。

弁護士と相談業務

明けましておめでとうございます。弁護士の加藤耕輔と申します。

弊所は、弁護士に対するアクセス障害の除去を目指し、平成18年より無料電話相談を開始し、平成25年からは無料面談相談を開始させました。

以降これまで、年間約5000件の相談に対し、代表弁護士をはじめとする所属弁護士一同で懇切丁寧に対応して参りました。同時に、弊所は大型化を進めて参りました。そして、平成29年1月からの新人弁護士の入所により、所属弁護士数が30名を超えるようになりました。

弁護士にも当然プライバートや家庭があるため、なかなか踏み切ることができなかった土曜・日曜の相談対応でしたが、所属弁護士の増加により可能となった当番制により、この度、ようやく、事務所として土曜・日曜相談を実施できる体制が整いました。

そこで、本ルネサンス別稿でも紹介させていただいたとおり、弊所は、平成28年10月1日より土曜・日曜日についても9:30

土・日の法律相談を承っております!



弁護士 加藤 耕輔

～18:00まで相談対応をさせていただく新サービスを発信いたしました。

相談対応時間拡大の趣旨・目的は、例えば、平日日中は仕事で電話をかけられない方や、小さいお子様などをご両親に預ける必要がある方などに対する、アクセス障害の除去にあります。サービス実施から約3ヶ月が経ちますが、実際に、土曜・日曜にこられた相談者の方々から「休日に対応していただき本当に助かりました」との声をよくいただきます。

皆様のニーズに合った新たなサービスを、所員1人1人の創意工夫・少しの犠牲により提供できたことをほんの少しだけ自負して、本年も、所員一同、良質なリーガルサービスの提供に邁進いたします。

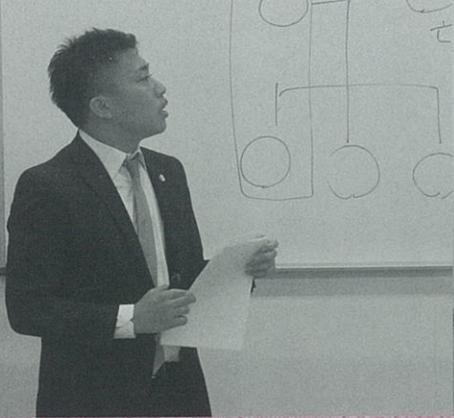
平日：午前9時30分～午後6時

土日：午前9時30分～午後6時

052-212-5275



相続セミナーを 開催しました! in 高藏寺



弁護士 服部文哉 以下:服

税理士 大橋信義 以下:大

服:近ごろ、相続法の改正が取り沙汰されており、ターマンションを利用した節税対策防止が話題になるなど、相続のことは法律面においても税制面においてもよく話題になりますね。

大:ええ。また、相続には残された遺族の気持ちが絡みますので、「争族」と表現されるほど、問題が複雑化・深刻化することがあります。

服:そんな中、相続問題について地域の方と共に考えるきっかけとして、相続のセミナーを開催しましたね。複数の角度から相続問題について解説する、ワンストップ事務所ならではのセミナーになりました。

大:服部先生からは、遺言を作った方が良い方はどういう場合か、遺言の善し悪し、失敗事例などを、難しい言葉を使わずに、ご紹介されていましたね。

服:これまで相続について考えたことがない人にも分かるように心がけました。太橋先生も、相続税対策について実際に計算しながら解説されていて、非常に盛り上がっていましたね。

大:相続問題は、上記の他に不動産の登記などの問題もあつたりします。

服:ワンストップ事務所、進化する法律事務所として、複雑な相続問題にも一丸となって対処していきます。今後も皆様と共に考え、研さんに励んでいきたいですね。



大:今回のようなセミナーも定期的に開催していますので、皆様、どうぞお気軽にお越しください。

幸いです。
にお電話などいただけました

働きやすい職場を作りたい
気持ちは誰しも同じです。そ
のようなら良好な職場環境を
作るためにも弊社はこれから
も皆様をサポートしていくた
いと考えております。お気軽

セクハラ・パワハラは、律に決まるわけではない難しい問題もあります。そこで、本セミナーでは、日常業務の良くある風景を題材として、①セクハラ・パワハラにはどういう要素があるのか、②実際にあった事例の紹介、③万が一ハラスメントが起きてしまった場合には、どう対処すべきかなどを、クイズも交えながら参加者の皆様と意見を交わすことができました。



本セミナーの開催風景

「セクハラ・パワハラの予防セミナー」



弁護士
上瀬幹也



社会保険労務士
長谷川沙美



愛知総合法律事務所

女性弁護士座談会

田
村

私も、離婚部の一員として離婚トラブルに力を入れています。離婚トラブルは法律問題だけでなく、感情問題もあります。

奥村

田村先生、中内先生は春日井事務所とみんなバラバラで、集まって話をする機会は少ないですね。そこで、「平成29年はこういう年にする！」とこの機会に宣言しているか。

奥村

依頼者目線で、気持ち的にもアクセス的にも障害を取り除くというというのは、進化し続ける法律事務所としては必須です。それと同時にスピーディーそのものも重要です。

友近

田村先生、中内先生は丸の内本部、友近先生は春日井事務所とみんなバラバラで、集まって話をする機会は少ないですね。そこで、「平成29年はこういう年にする！」とこの機会に宣言していただきましょうか。

専門部の一つである離婚部を更に進化させていきます。平成28年には、離婚部のサイトについて、大幅リニューアルを

奥村

友近

本部では、キッズスベースなども完備されていますね。環境面からも依頼者のために、ですね！友近先生はどうですか？

支部は、本部と比較すると、依頼者との距離がより一層近い印象です。そのため、私は、今年よりもフットワークの軽い、スピード感を目標に

奥
本

新東京日サニタリ



平成28年の春日井マラソン出走後の集合写真。
平成29年も愛知総合法律事務所は出走予定です!

田友中
村近内
はい

奥村　今後は、女性の社会進出にも伴つてますます女性からの相談が増えることが予想されるけど、どんな相談にも対応できるよう、頑張っていきましよう。

中内 では、皆さんのお話を伺った結果、どの位実現できたか、また集まって検証しました。う。

弁護士 奥村典子



弁護士 中内良枝



弁護士 田村祐希子



弁護士 友近歩美

事務所業務のご案内

平成29年1月4日(水)より 業務開始いたします。

※ご相談・ご来訪の際は予め電話にてご予約ください。

*発送先の変更等をご希望される方は、弊所までご連絡ください(TEL:052-971-5277)

野々部　支部開設、H.Pの新規公開、リニューアルとますます前進を続ける事務所に負けず、ルネサンスの構成も若干変更になりました。内容もより一層充実していきますので、ご期待ください。

平　龍　田

平成29年1月も春日井マラソンに出走予定！1時間を切れるように元陸上部として頑張りたいです。ルネサンス・弊所ともども私自身も進化し続けなくては。平成29年もどうぞよろしくお願い致します。

あけましておめでとう御座います。今年はルネサンスにも今まで以上に深く関わって行きたいと思っております。今年の私のテーマは『積極性』。前に前に進んでいきたいと思います。

after word